

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置				
税 目	所得税、法人税、登録免許税、その他関係する税目				
要 望 の 内 容	<p>平成 22 年 4 月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」において取りまとめられた最終提言を踏まえ、平成 23 年 2 月に厚生科学審議会医薬品等制度改革検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、検討部会において、医薬品等の承認時及び販売後における安全対策の強化を図るとともに、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするため、必要な医薬品等の制度改革事項について議論を進めているところである。</p> <p>今後、検討部会における議論の状況等を踏まえ、平成 24 年通常国会に改正法案を提出する場合は、薬事法等改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1490 938"> <tr> <td data-bbox="874 846 1220 938">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 846 1490 938">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>医薬品等の承認時及び販売後における安全対策の強化を図るとともに、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするため、必要な医薬品等の制度改革事項について検討することが必要であり、当該検討結果に基づき所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、検討部会における議論の状況等を踏まえ、平成 24 年通常国会に改正法案を提出する場合は、薬事法等改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	薬事法等改正に伴う税制上の所要の措置により、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするための体制を整備することにつながる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—
担当部局 (課)及び担当者		